

令和6年度

WELCOME TO

小屋浦みみょう保育園
入園のしおり

重要事項説明書



社会福祉法人微妙福祉会

小屋浦みみょう保育園

安芸郡坂町小屋浦二丁目38番27号

Tel.(082) 886-8835

fax.(082) 886-8836

メールアドレス koyaura@mimyo.org





はじめに

社会福祉法人微妙福祉会
理事長 松尾 竜

「みみよりの保育の考え方」

昨今、グローバル化の進展や人工知能（AI）の技術革新等により、社会システムや雇用環境が大きく変化
する中、多様な考え方や新たな価値を生み出していくことが求められる社会へと変容してきています。

子どもたちを取り巻く環境も社会の変容に併せ、「子どもを主体とした協同的な学び」がこれまで以上に重
要視されるようになってきました。

「子どもを主体とした協同的な学び」とは、子どもが主体的、能動的に遊び込む中で、人とのかかわりや対
話を通して学ぶことを促すという考え方であり、①目標に向かって粘り強く頑張る力、②人と上手にかかわ
る力、③感情をコントロールする力といった「非認知能力」を総合的に高めることをねらいとしています。

みみようでは、「感謝と思いやりのある自主的な行動のとれる子に」という保育理念のもと、昨今では、「こ
ども主体の保育」、「非認知能力を高める保育」に力を入れています。

保育理念はもとより、「子ども主体の保育」、「非認知能力を高める保育」のいずれもが、自分を肯定的に捉
える、あるいはあるがままの自分を受け入れるという感覚である「自己肯定感」がベースとなってきます。

「自己肯定感」は、保護者や特定の保育者が、ポジティブな態度もネガティブな態度も、また言葉や感情も
すべて受け入れ、何気ないしぐさやつぶやきなども見逃さずに寄り添って応えるという丁寧で応答的なかか
わりによって育まれていきます。

みみようでは、「自己肯定感」を育むとともに「あそび」を中心とした保育を展開しています。子どもにと
って、あそびは自己選択的で、自主的なものでなければなりません。だからこそ、自らが好きなあそびを見つ
け出し、それにとことん向き合う環境を整える必要があります。また、あそびは結果よりも過程が大事になっ
てきます。あそびや生活といった直接的・具体的な様々な体験を通して、人と関わる力、思考力、感性、表現
する力などを育み、人間としての生きる力の基礎である「非認知能力」を培ってまいります。同時に、あそび
を自己選択することにより「子どもの主体性」を育むとともに、様々な生活場面で自分で決めたり、できるよ
うになる瞬間を積み重ねることで「自立（律）」を促してまいります。

小学校の前倒しのような早期教育は行いませんが、幼児期の発達の特性に応じた遊びを大切にした園生活
を通して、何に対しても興味・探究心があり、常に意欲的に関わろうとする子どもを育ててまいります。

みみよりの保育

保育所保育指針に基づき保育計画を編成し、保育をして参りますが、みみよりの保育は、「あそび」が基本
となります。子どもはあそびながら、いろいろなことを学び、友だちと一緒に考えたり工夫しながら、活動の
輪を広げていきます。

園では、自由に遊ばせるのではなく、子どもたちの「あそび」をうまく生かし、発展させて、継続性、協調性、
集中力、仲間意識、より広い人間関係、優しさなど、人間として大切なことが身につくように見守りながら、
子どもたちの成長を応援していきます。

目 次

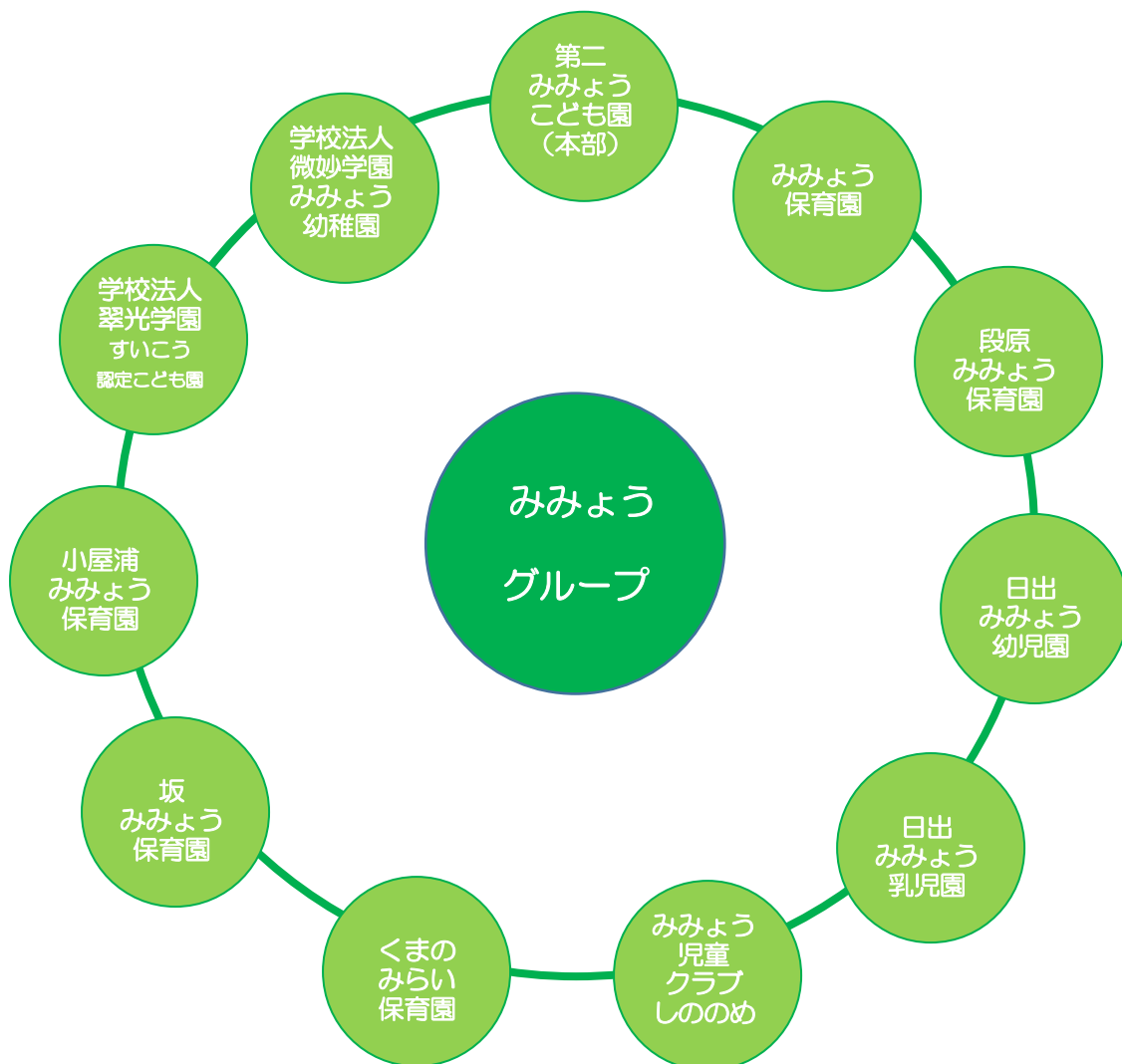
	はじめに・みみよりの保育	1	
第1章 法人の概要	みみりょうグループ（3法人）・各施設の概要	3～5	
第2章 施設の概要	施設概要・沿革	6	
	園内見取り図	7	
第3章 保 育	保育理念・保育の基本方針・保育目標	8	
	保育の基本的な考え方	9	
	保育の一年（行事）	10	
	事業内容・保育時間・延長保育	11	
	一時預かり・障がい児保育	12	
	登園について 降園について	13	
	登降園時（ICカード）・駐車場	14	
	園での生活／1日の流れ・デイリープログラム	15	
	基本的な生活習慣の自立に向けて	16	
	給食について	17	
	利用料その他の費用	18	
	第4章 健康及び安全	保健・健康管理	19
		園児の健康診断・保育園とくすり	20
与薬依頼票		21	
健康管理保健計画		22	
第5章 家庭との連携	保育時間について 園からのお願い	23	
	ご家庭にお願いすること	24	
	おたより帳	25	
第6章 準備物のご案内	ご家庭で準備いただくもの	26	
	毎日ご用意ください！	27	
	名前を書いて！・制服等	28	
第7章 資料など	ご意見・ご要望の解決のための仕組み		
	プライバシーを守るため	29	
	緊急連絡方法		
	意見書が必要な感染症・意見書		
	登園届が必要な感染症・登園届	30～33	
	虐待について		
	虐待防止のための措置に関する事項	34	
非常災害対策計画	35		

第1章 法人の概要(みみようグループ)

社会福祉法人微妙福祉会は、大正 14 (1925) 年4月に、広島市南段原町において、開祖松尾シズが「仏の子をつくりたい」と願って設立した「みみよう幼稚園」を母体に、昭和 24 (1949) 年4月、初代理事長 松尾賢俊・とし枝夫妻により設立された「みみよう保育園」からスタートしました。

以来、学校法人微妙学園、学校法人翠光学園と連携しながら、「感謝と思いやり」のある「自主的な行動」がとれる子に育てるとい法人の理念に基づいた福祉事業の展開を心がけています。

今後も役職員一同、保護者・地域・行政・関係各位の皆様と手を添えて、子どもの豊かな育ちを支えるために地域の子育てセンターの役割を担ってまいります。



第1章-2 みみょうグループ各施設

社会福祉法人微妙福祉会

○みみょう保育園



昭和 24(1949)年4月開園 広島市南区東雲本町二丁目10-9
定員乳児45名 鉄筋コンクリート造2階建 410.73㎡
乳児保育、延長保育、障がい児保育、子育て支援事業、園開放
Tel(082)282-6366

○第二みみょうこども園（法人本部）



昭和 50(1975)年4月開園 広島市南区東雲本町二丁目12-20
令和4(2022)年4月 保育所型認定こども園に移行
定員370名(1号認定児10名 2号認定児222名 3号認定児138名)
鉄筋コンクリート6階建 3,204.18㎡
乳幼児保育、延長保育、障がい児保育、一時預かり、子育て支援事業、園開放
Tel(082)283-0900

○段原みみょう保育園



平成 13(2001)年4月開園 広島市南区段原南一丁目5-3
定員130名(乳児55名、幼児75名)
鉄骨造5階建一部鉄筋コンクリート造 934.02㎡
乳幼児保育、延長保育、障がい児保育、一時預かり、休日保育、
子育て支援事業、園開放
Tel(082)568-8330

○くまの・みらい保育園（熊野町から指定管理者として受諾）



平成 19(2007)年4月開園 安芸郡熊野町神田15-1
定員180名(乳児88名、幼児92名)
鉄筋コンクリート造2階建一部鉄骨造 2,643.68㎡
乳幼児保育、延長保育、障害児保育、一時預かり、病後児保育、
子育て支援事業、園開放
Tel(082)820-5000

○日しみみょう乳児園



平成 25(2013)年4月開園 広島市南区段原日出一丁目14-16
定員乳児67名 鉄骨造2階建 680.13㎡
乳児保育、延長保育、障がい児保育、子育て支援事業、園開放
Tel(082)569-4455

○（分園）日しみみょう幼稚園



平成 30(2018)年6月開園 広島市南区段原日出二丁目12-2
定員幼児90名 鉄骨造4階建 908.6㎡
幼児保育、延長保育、障がい児保育
Tel(082)207-1191

○坂みみょう保育園



平成 27(2015)年4月開園 安芸郡坂町坂西二丁目 2-12
定員 140名(乳児50名、幼児90名)
鉄筋コンクリート造2階建 一部鉄骨造1,114.99㎡
乳幼児保育、延長保育、障がい児保育、子育て支援事業、園開放
Tel(082) 884-3007

○小屋浦みみょう保育園



平成 27(2015)年4月開園 安芸郡坂町小屋浦二丁目 38-27
定員 40名(乳児10名、幼児30名)
乳幼児保育、延長保育、障がい児保育、一時預かり、
子育て支援事業、園開放
Tel(082) 886-8835

令和2年10月 新園舎完成

○小屋浦子育て支援センター
パオちゃんルーム



平成 30(2018)年4月開設 安芸郡坂町小屋浦一丁目 7番 1-101号
小屋浦子育て支援住宅内1号棟 101号室 74.82㎡
地域子育て支援拠点事業
Tel080-8241-1175

○みみょう児童クラブしののめ



平成 29年(2017)年12月開設 広島市南区東雲本町二丁目 7-6
定員 44名(小学校1年生~6年生対象)
鉄筋コンクリート7階建て一階部分 101.53㎡
放課後児童クラブ、児童クラブ延長保育
Tel(082) 283-7780

学校法人微妙学園

みみょう幼稚園



大正 14(1925)年4月開園 広島市南区段原南一丁目 5-3
令和6(2024)年4月幼稚園型認定こども園に移行
定員 200名 鉄筋コンクリート造3階建 938.43㎡
預かり保育、障がい児保育、子育て支援事業、園開放
Tel(082) 261-5330

学校法人翠光学園

○すいこう認定こども園



昭和 50(1975)年4月開園 広島市安佐北区口田五丁目 17-19
平成 22(2010)年9月認定こども園に移行
令和4(2022)年1月新園舎完成
定員 170名(1号認定60名、2号認定60名、3号認定50名)
鉄筋コンクリート造2階建 1,034.82㎡
乳幼児保育、預かり保育、延長保育、障がい児保育、一時預かり、
子育て支援事業、園開放
Tel(082) 842-2700

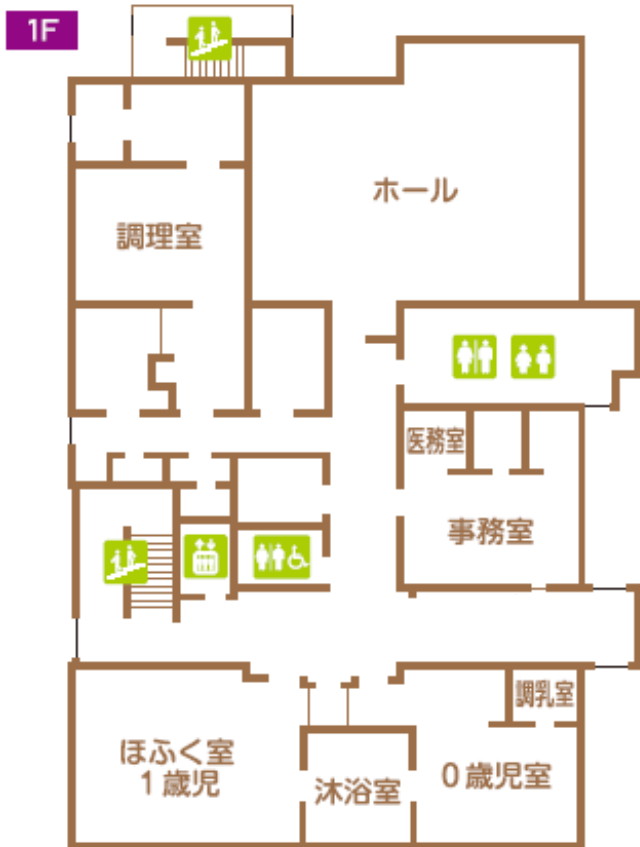
第2章 施設概要

施設名	小屋浦みみょう保育園		職員体制…園長・主任保育士・保育士 調理員 ※職員の定数は、「児童福祉施設最低基準 第5第33条」に定められている数を 下回らないよう人員を配置していま す。	
所在地	〒731-4331 広島県安芸郡坂町小屋浦 二丁目38-27			
電話	(082) 886-8835			
F A X	(082) 886-8836			
メールアドレス	koyaura@mimyo.org			
ホームページ	http://mimyo.org/			
定員 40名	入園対象児 0歳（生後8週）～就学前 0歳児 3名 1.2歳児 7名 3歳以上児 30名		嘱託医	
			内科	小坂内科医院
			歯科	クボ歯科クリニック
敷地面積	1602.99㎡	クラス編成		
延床面積	1050.75㎡	年齢	クラス名	名札・帽子の色
園庭面積	455.28㎡	0歳	つくし組	水色(名札のみ)
構造	鉄筋コンクリート造 耐火構造 3階建	1歳	たんぼぼ組	黄緑色
保育標準時間	7:30～18:30	2歳	もも組	桃色
保育短時間	8:30～16:30	3歳	ちゅうりっぷ組	赤色
延長保育	7:00～7:30、18:30～19:00 保育短時間の延長保育も実施	4歳	すみれ組	黄色
園開放	火曜日・水曜日・木曜日	5歳	ひまわり組	青色
保育料（月額）・延長保育料（月額）	乳幼児の保護者が居住する市町村が定める保育料			

沿革

開園	平成27年4月1日	坂町から民間移管を受託し、開園する。
定員変更	平成29年4月1日	定員40名（3歳未満児15名、3歳以上児25名） 定員を50名に増員する。
大規模改修工事	平成29年11月～ 平成30年3月	トイレ増設・改修、保育室床・壁改修、排水管改修 空調機取替え
子育て支援センター 一時預かり	平成30年4月1日	子育て支援センター事業を開始する。 一時預かり事業を開始する。
被災	平成30年7月6日	西日本豪雨災害により、園舎全壊
小学校での保育 定員変更	平成30年11月 平成31年4月1日	小屋浦小学校内教室にて保育開始（建て替えまで） 定員を40名に変更する。
新園舎完成	令和2年10月	災害復旧補助金を活用し新園舎建築

園内見取り図



第3章 保 育

保育理念

「感謝と思いやり」のある「自主的な行動」のとれる子に

保育の基本方針

- 生まれてきてくれたこと、その存在そのものを無条件に認め、ていねいに関わる。
- 表情や動きの中から、子どもの欲求を察し、愛情深く応え、大人に対する信頼感や安心感を育てる。
- 多くの人との出会いと、さまざまな楽しい経験を重ねる中で、興味や関心を広げていけるようにする。
- 食事・排泄・睡眠、着脱など、日々の安定した生活の中で、少しずつ「自分で」と意欲が湧くようにしていく。

保育目標

- 1. 思いや欲求が受け入れられ、愛されることで人が好きになる子に
- 2. 話しかけられたり、聞いてもらいながら存在感を肯定できる子に
- 3. 感動したことや、自分の思いを素直に表現できる子に
- 4. 友だちとの交わりを好み、集中して遊び込むことができる子に
- 5. 善悪や状況判断ができる子に
- 6. 「^{いのち}生命を大切に」、人や物を大切にする子に



保育の基本的な考え方

(1) 保育園は楽しく遊ぶところです。

ジャン・ピアジェ博士の「行動するように働きかけなさい。そして、子どもたちの動きにまかせなさい。」という言葉があるように、子どもたちは身体全体を使って行動（あそび）しながら、いろいろなことを考えたり認識したりしています。

当園では、あそびを大切にしています。あそびには、一人で遊ぶあそびもあれば数人で遊ぶあそびもあります。園庭でみんなと遊ぶあそびもあれば、保育室の中で絵を描いたり製作したりするあそびもあります。年齢や発達により、あそびのパターンはさまざまに変化してゆきますが、あそびを重ねる間に子どもたちは、考えたり工夫することの楽しさや、約束や順番をまもることの大切さなどを学びます。

当園では、保育指針に準拠した保育をいたしますが、あくまでも毎日が「楽しい保育」になるように、できるだけ「選ぶ・考える・工夫する」場面を多くして、子どもたちの口から「何々したい」、「もっとやりたい」という言葉がでるような保育を考えています。



(2) 子どもの生活に時間とゆとりを与えましょう。

子どもには、ゆっくり考えるタイプもあれば、直感ですばやく行動するタイプなど、一人ひとり行動パターンが違います。園では、保育の計画を立てるときには、子どもたちがやりたくなるように、また、イメージが高まるのを待つようにしています。自分の考えが固まり、考えたことが実現するとき、初めて、心からあそびを楽しむことができますし、あそびの中から個性や創造性を伸ばすことができます。

子どもの自立心は、子どもたちが自分で考えたり決めたりする経験の積み重ねの中で育ちます。子どもが自分で気づき考える前に親が善悪を決めたり、指図していると、自分で判断できない依頼心の強い子になります。“今度から〇〇してほしいね”など親の気持ちを伝えながら、その気になるのを待つことと、“できたらほめる”方が早く自立に向かうのではないのでしょうか。



(3) 小さな社会で、ルールの大切さを学びます。

大勢の友だちと仲よくするためには、守らなければならないルールがあります。集団生活では、いろいろと難しい問題がおきてきます。順番を守らない、当番をやらないことなどによる争いもよく見受けられます。当園ではそのような問題がおきたときに、どうしたらよいかを子どもたちと一緒に考えながら、ルールの大切さを知らせるようにしています。

最近、「よいこと」と「悪いこと」の区別がつかない子が増えています。善悪の判断は、小さいときから、子どもが何か失敗したときに、“なぜ、そんなことをしたのか”を子どもに尋ね、その後で「よくわかったよ、でも今度からは〇〇した方がよいよ」と親の考えを伝えていくうちに、4歳前後から少しずつ自分で判断できるようになります。



(4) 相手を思いやる気持ちが育ちます。

相手を思いやる“やさしい心”は、自分がまわりから“愛されている”“認められている”という信頼感と、友だちとのふれあいの中から育ちます。

また、保護者の方が祖父母を大切にするとか、手助けの必要な人に席をゆずるなどの行動を見せることも大切です。自分の子どもが“いじめ”に加わっていたり、他人を差別するような言動に気づいた時は、人間として許されないことだと教えてあげてください。



(5) 創造する楽しさを知り始めます。

絵を描いたり、粘土や紙などを使って遊ぶことは、保育園の大切な活動の一つです。子どもは、ちょっとしたことで自信を持ち、よろこんで取り組むことがよくあります。当園では、子どもたちの会話を大切に、子どもたちのイメージの高まりを大切にするように配慮しています。子どもの作品をご覧になったときは、しっかりほめてあげてください。

(6) 自然にふれて、“いのちの大切さ”を見つけます。

当園では、動物や植物を育てたり、公園に散歩に出かけたり、自然とのふれあいを大切にしています。その中から子どもたちは、“いのちの大切さ”と“自然の偉大さ”を学びます。植物や動物が好きになり、可愛がるやさしい心と、自然を大切にしたい気持ちが育って欲しいと願っています。

また、夏休みに入ると、年長児は高校生や中学生などのお兄ちゃんやお姉ちゃんたちと一緒に、自然の中で一泊を過ごします。異年齢との交流や大自然のふれあいは、きっと大人になってもあたたかい思い出になり、思いやりのある子に育ってくれることでしょう。



(7) 小学校との関係について。

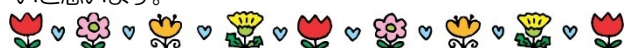
幼稚園教育要領・保育所保育指針等が改正され、小学校との接続について、子どもたちがあそびを通して学んでいることや、「主体的」「対話的」で深い学び（あそび）は小学校以降も続いていくことから、教育内容、指導方法の工夫などを小学校の教師と理解し合うこととなっています。

近隣の小学校と連携を図りながら、小学校に向けての準備としての教育ではなく、毎日のあそびを通して子どもの主体性を伸ばし、粘り強く、友だちと意欲的に取り組む姿勢を育て、物事を深く探求するその繰り返しの中で知的好奇心も育てていきます。それが小学校への学びの基礎となります。

当園では、基本的には小学校の教科の先取りはしません。早期教育の一環として文字や数の指導を行うより、お話や図鑑、自然物などに親しみ、まわりのできごとに興味を持つ子の方が、先で伸びる子になります。

従って、文字については、自分の名前が読み書きできる程度にあえて留めますが、絵本や図鑑をたくさん用意して、自ら読みたくなるような環境づくりをすることで、文字への興味を引き出していきます。

数や量についても、子どもたちは、大きい・小さい・重い・軽いという質や量に関して独特の理解をしています。例えば、同じ数のコップとお皿を並べた場合、並べ方が変わると数が違って見えるなどです。当園では、数に関しては順番や量を示す記号として基礎的なことは指導していますが、ご家庭においても、“右”“左”とか、「前から何番目」とか、「どっちの方が重たいかな」というような日常生活の会話を通して、数や量について自ら興味を持つような環境を大切にしたいと思えます。



保育の一年（行事）

	小屋浦みみょう
4月	入園式 健康診断・歯科検診 保育参観(なかよし参観日)
5月	小学校との合同運動会
6月	保育参観・給食試食会・講演会 地域のお年よりとのふれあい会
7月	プール開き セタ会 自然体験お泊り保育（年長） なつまつり
10月	いも掘り 健康診断・歯科検診
11月	地域公開保育 こやうらっこわくわく広場(作品展)
12月	生活発表会(幼児) 保育参観(乳児) おたのしみ会 もちつき
2月	豆まき 保育参観・講演会
3月	ひなまつり会 バス遠足（年長）卒園式

その他、毎月の誕生会、
年齢ごとの個人懇談を実施。体操教室
バスによる園外保育を実施。（2歳～5歳児）

うんどうかい



プールあそび



お泊り保育

生活発表会



作品展



もちつき



卒園式



事業内容

	小屋浦みみよう保育園
乳幼児の保育	0歳（生後8週～）から 就学前まで
延長保育	7:00～7:30 延長
	18:30～19:00 延長
障がい児保育	○
一時預かり	○
園開放	○
地域子育て支援センター	○
子育て支援	○
実習生・インターンシップの受入れ	○

保育時間

開園時間	7:30～18:30 ただし、開園時間前後30分間延長保育あり
保育時間	【保育標準時間】 7:30～18:30 【保育短時間】 8:30～16:30
開園日	月曜日から土曜日まで
休園日	日曜日、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）

延長保育

延長保育時間
○保育標準時間の前後30分の延長保育を実施します。（7:00～7:30 および 18:30～19:00）
<ul style="list-style-type: none"> ・月額利用料金 1か月あたり3,000円 ただし、第2子は2,000円、第3子は1,000円 ・スポット利用料金（1回あたり） 7:00～7:30 500円 18:30～19:00 500円
○保育短時間の延長保育を実施します。
<ul style="list-style-type: none"> ・スポット利用料金（1時間あたり） 500円

一時預かり

保育園未就園のお子さんを有料で、一時的にお預かりします。

利用料

対象児童 生後6か月から就学前の児童

年 齢	午前 (8:00~12:30)	午後 (12:30~17:00)	午前~午後 (左記以外)
3歳以上児	1,200円	1,100円	2,000円
1・2歳児	1,400円	1,300円	2,400円
0歳児	1,600円	1,500円	2,800円

※「午前」は、食事代及び0・1・2歳児のみ朝のおやつ代を含みます。

※「午後」は、おやつ代を含みます。

※「午前~午後」は、食事・おやつ代を含みます。

障がい児保育

様々な発達（身体障がい・知的障がい・発達障がい）のお子さんを受け入れて、障がいをもつ子どもも、障がいをもたない子どもも共に育つインクルージョン保育に取り組んでいます。

担当保育士が、発達や障がいの状況を把握し、障がいの特性に合わせた環境を提供し、適切な環境のもとで集団生活を通して共に育ちあうよう配慮しています。

また、職員間や専門機関と連携して、一人ひとりに合わせた保育を実践しています。

登園について

- 「あいさつ」は人間関係づくりのはじまりです。まわりの人とあいさつを交わしましょう！
- 園生活のリズムに支障をきたしますので、9時までに登園させてください。遅くなる場合は、9時までに連絡をお願いします。
- 保育士に子どもを預ける際、健康状態など登園までに家庭で変わったことがあれば、くわしく伝えてください。
- おたより帳・エプロン・おしぼりなどを所定の場所に入れます。(乳児)
- 衣類ボックスに着替え・おむつなどを入れます。(0・1歳)
- 与薬がある場合は与薬依頼票の用紙と共に規定の与薬袋に入れ、必ず、手渡しをお願いします。(薬にも名前を記入)
- 新入园児の場合、無理なく集団に慣れるため、準備保育をお願いすることがあります。



降園について

- 降園の際は、必ず保育士に声をおかけください。
- お迎えに変更がある場合は、必ず園まで事前に連絡をお願いします。
- 0・1歳児の場合は保護者のみなさまが降園の準備をお願いします。
- 3歳～5歳は身のまわりのことは子どもたちがします。
- お仕事が済み次第、お迎えをお願いします。
- 送迎時間は、車の出入りが多く、混み合いますのでお子さんと手をつないで歩きましょう。
- 16:30以降は合同保育になります(乳児・幼児)。



登降園時（チェック簿・ICカード）

○登降園チェック簿・ICカードタッチについて

- 登園、降園時に保護者の方がICカード(個人カード)をタブレットにかざしてください。
(ICカードは入園時にお渡しします)
ICカードを忘れた時は、タブレットに必要事項をタッチ入力してください。
- ICカードをかざしたりタブレットにタッチ入力する場合、故障の原因にもなりますので、必ず大人の方が操作してください。
- 降園予定時刻や迎えに来られる方がいつもと違う場合はタッチ入力で時刻とお迎えの方を入力してください。
- お迎えの方や時刻に変更がある場合は、必ず、連絡してください。連絡がないと、お迎えの方が異なる場合、お渡しできないこともあります。

駐車場について（駐車場では互いに譲り合って）

- 送迎時間は、人の出入りが多く、また車も混みあいますので、駐車場内では必ずお子さんと手をつないで事故のないようにしてください。
- バック駐車にてお願いいたします。
- お互いに譲り合って、早めの送迎を心がけてください。10分以上の駐車は厳禁です。
- 雨天の場合は、混雑することが予想されますので早めのお迎えを心がけてください。
- 車上狙いに気をつけ、貴重品は必ず身につけるよう心がけてください。
- 行事の際も送迎のみの使用をおねがいします。



門扉・自動ドアの開閉について

- 子どもの安全のため門扉や自動ドアの開閉は必ず大人がしてください。
- 門扉を開けたら必ず閉めてください。
- 内側の門扉は常時、鍵を閉めるよう、ご協力をお願いします。

園での生活／1日の流れ

お子さんの保育は、家庭と連携をとり、その日の体調や状況に応じて、個別に対応していきます。特に乳児では個人差があり、病気に対する抵抗力も弱いので一人ひとりの生活（ミルク・食事・午睡・排泄・あそび）を十分考慮して保育しています。新入园児の場合は、ご家庭での生活から少しずつ友だちと楽しみながら保育園の生活リズムに慣れるようにしていきます。

デイリープログラム

※基本的なデイリープログラムであり、年齢、個人によって違いがあります。

7:00 開園
～ 7:30 朝の延長

7:30 通常保育開始
朝の視診
あそび

9:00 お片付け
9:30 朝のおやつ（乳児）



10:00 あそび

11:00 昼食準備

11:30 昼食



12:45 午睡準備
13:00 午睡



15:00 午後のおやつ

15:30 あそび、順次降園



18:30 夕方の延長
～19:00 閉園



基本的生活習慣の自立に向けて

基本的生活習慣は、子どもが心身ともに健康に育つために生活の基盤となるもので、日常生活の基本となる食事・睡眠・排泄・清潔・衣服の着脱の5つの生活習慣のことを言います。

新年度当初は、新入園児、進級児ともに新しい環境に慣れるまで、情緒面において不安定になることも考えられます。そのような姿が見られた時は、スキンシップを図ったり、お子さんの気持ちをしっかり受けとめていただけたらと思います。

また、園生活の流れもこれまでとは変わるところもありますので、心身を健康に保つためにも生活のリズムを整えたり、生活習慣についても少しずつ自立に向かうようにしていただけたらと思います。

○朝ごはんは食べて登園しましょう。

1日3回の食事は、心身の栄養のみならず心の栄養となります。少しゆとりを持って朝食をとる時間をつくりましょう。

○排泄への自立援助はあせらずに。

園でも発達に応じて排泄の自立を援助していきます。あせらない気持ちが大切です。排泄が上手にできたら誉めてあげましょう。ご心配な点は担任までお知らせください。

なお、使用後の紙おむつは園で処理します。

○着脱の自立に向けて大切な時期です。

毎日繰り返しやってみることが大切です。見守ったり励ましたり、自分でやる気にさせることや達成感を味わわせることも大切です。そのためにもはじめはボタンの少ない、着脱しやすい衣服を着せるようにしましょう。

○清潔については、保護者の方が常にチェックをしていただきますようお願いいたします。(爪、頭シラミ、汚れ等)

給食について

当園では、特に「食育」を家庭との連携のもとに進めていきたいと思えます。給食では「おいしい」、「安全・安心」、「栄養のバランスのとれた」ものを提供し、おやつも手作りを基本とし、野菜を入れたケーキなど、旬のものを取り入れて季節にあったものを工夫しています。

☆0・1・2歳児クラスについて

完全給食です。「主食」「副食」「お汁」「おやつ」（午前・午後）が出ます。



☆3・4・5歳児クラスについて

- ・幼児クラスでは完全給食（副食＋主食＋おやつ）をバランスよく提供しています。
- ・給食費の集金は「毎月の引き落とし」もしくは、「半年分、1年分の一括振り込み」となります。詳しくは別紙参照ください。
- ・土曜日、幼児クラスは愛情弁当の日です。
ご家庭から「手作り弁当」を持参ください。（汁物の提供はあります。）



☆延長保育給食について

夕方の延長保育については、補食が出ます。（17：00以降の連絡には、補食の対応ができません）

☆ミルク・離乳食について

- ・粉ミルクは園で準備します。メーカーは園指定のものを使用します。アレルギー等ある場合はご相談ください。冷凍母乳をお持ちになりたい方はお預かりいたしますのでお知らせください。
- ・離乳食はご家庭での様子をお聞きしながら、月齢に応じて個別に準備します。

☆除去食や宗教食について

- ・食物アレルギーのお子さん、宗教上の除去食などに対応しています。
- ・医師の指示書に従って対応します。ご家庭と連携を密に取り合うことが大切です。ご遠慮なくご相談ください。
- ・宗教食についてもご相談ください。

利用料その他の費用

保育料	乳幼児の保護者が居住する市町村が定める保育料		
延長保育料（月額）	3,000 円（第2子 2,000 円・第3子 1,000 円）		
延長保育利用料（1 回）	標準保育 1 回あたり 500 円 短時間保育 1 時間あたり 500 円	※詳細はP. 11 参照	
給食費（3歳以上児）	副食費	月額 4,500 円	
	主食費	月額 1,000 円	
実費徴収	保育用品 3 ・ 4 ・ 5 歳児	れんらく帳 0 歳児	190 円
		おたより帳 1 歳以上	カバーつき 590 円 中身のみ 160 円
		カラー帽子 1 歳以上	1,000 円
		制服（3.4.5 歳）【90～130】	3,960 円
		制服（3.4.5 歳）【140～150】	4,760 円
		ゴムズボン【90～130】	2,900 円
		ゴムズボン【140～150】	3,480 円
		スカート【90～130】	3,080 円
		スカート【140～150】	3,700 円
		トレパン【100～140】	1,300 円
		トレパン【150】	1,600 円
		スモック（3.4.5 歳）	1,760 円
		鍵盤ハーモニカ（4.5 歳）	5,500 円
	絵本代（4.5 歳）	月額 460 円程度	
	保護者会費	0.1.2 歳児	月額 400 円
		3.4 歳児	月額 600 円
		5 歳児	月額 1,000 円
卒園アルバム代		3,000 円程度	
写真代は別途			

※ 給食費については物価の変動に伴い変更となる場合があります。
※価格については、2024 年 4 月予定のものです。

第4章 健康及び安全

保健・健康管理

☆前夜発熱したとか、ご家庭でけがをしたなど健康上に変わったことがあれば、登園時に必ずお知らせ下さい。

- 発熱・嘔吐・下痢・機嫌が悪い、元気がなく顔色が悪いなど体調が悪い時や、通院した場合は病院名、病名、症状をお知らせください。
- 保育中に体調が悪くなったときには、早めにお知らせします。
- 「24 時間以内に、38℃以上の熱が出ていた。」「24 時間以内に解熱剤を使用した。」というような場合には、できるだけ保育園をお休みし、1日を通して変わりがないか、ご家庭において様子をみていただくようお願いします。

当園では発熱38℃を目安にしてお知らせしていますが、全身症状を見て、熱が高なくても連絡する場合がありますのでご了承ください。その際は、できるだけ早めのお迎えをお願いします。

☆病気の種類によっては他の子に感染します。

- 学校保健安全法に規定されている感染症と診断されたときは、他のお子さんに移りますのでお休みしていただきます。治癒後、登園する場合は、かかりつけの医師に登園の可否をお尋ねして意見書（別紙1）または、登園届（別紙2）を園で用意していますので、提出してください。また、「インフルエンザ（別紙3）」「新型コロナウイルス感染症（別紙4）」についても、園に提出していただく登園届がありますので、保護者で記入ください。
- 感染症が出た場合は、症状や発病期間について掲示し、お知らせします。ご心配なことがありましたらご相談ください。感染症の登園基準は意見書ならびに登園届に記載してありますので参考にしてください。



☆保育園での怪我について

なるべく怪我のないよう注意し見守っていますが、噛んだり、引っかいたり、ころんだり、ぶつかったりして時には怪我をすることがあります。医師の治療を受けることもあります。縫合やレントゲンを使用するような場合を除き、数回の通院ですむような軽微な怪我の場合は、事後報告させていただきます。しかし、どんな小さい怪我でも、すぐに知らせてほしい方は、担任までお知らせください。また保険証をお預かりする場合がありますのでご協力ください。提出した保険証やこども医療費受給者証のコピーの期限が切れたり職場が変わったりした場合は、その都度事務室に新しいコピーを提出してください。

☆予防接種について

保育園は、多くの乳幼児が集団で長時間生活を共にするため、様々な感染症が流行する場でもあります。重篤な感染症から身を守ったり、自ら感染源とならないようにするために、定期の予防接種は勿論、任意の予防接種も医師と相談のうえ受けることが望ましいと思います。

予防接種を受けた後は、安静や観察が必要なため、1日お休みするか、降園後に接種するようお願いいたします。

園児の健康診断

《年間保健計画》

- ・内科……………年2回
- ・歯科……………年2回
- ・尿検査……………年1回
- ・身体計測……………毎月1回
- ・頭髪検査……………毎月1回



*健康診断の結果は別紙にてお知らせします。

*お子さんの病気のこと、健康面などで気になることがありましたら、担任に知らせておいてください。

保育園とくすり

当園がお子さんに与薬する場合の手続きは、以下のとおりです。医師にご相談の上、できるだけ朝、夕2回の処方でお医者さんにご相談ください。

与薬間違いのないように万全を期するために、ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

1. お子さんのくすりは、本来は保護者に与えていただくものですが、保護者が来園できず、医師の指示により治療上やむを得ない場合に限り、担任が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「依頼票」に必要事項を記載していただき、くすりと一緒に与薬袋に入れ、保護者の方が直接職員に手渡ししてください。
2. くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りです。
3. 保護者の個人的な判断で持参したくすりは、保育園としては対応できません。
4. 座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付してください。なお使用に当たっては、そのつど保護者に連絡しますのでご了承ください。
5. 初めて使用する座薬については対応できません。
6. 「熱が出たら飲ませる」「咳がでたら…」「発作が起こったら…」「痛がったら…」というように症状を判断して与えなくてはならない場合は、保育園としてはその判断ができませんので、お預かりできません。
7. 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の、日常における与薬や処置については、保育所保育指針によって、子どもの主治医または囑託医の指示に従うとともに、相互の連携が必要です。
8. 持参するくすりについて
 - ① 医師が処方したくすりには必ず「薬の依頼票」を添付してください。なお「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付してください。
 - ② 使用するくすりは一回分ずつに分けて、当日分のみご用意ください。
 - ③ 袋や容器にお子さまの名前を記載してください。
 - ④ 与薬時刻の指定はできかねますので、園の食事時間に合わせた「食前」または「食後」になります。
 - ⑤ 与薬回数は（点眼・外用薬を含む）、必要最少限にしてください。
9. 主治医の診察を受けるときは、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していることと、保育園では原則としてくすりの使用ができないことをお伝えください。

※日本保育園保健協議会資料より抜粋

与薬依頼票

薬の依頼表	
令和 年 月 日	
小室浦みみょう保育園 園長様	
医師の診察を受けたところ、下記のとおり指示がありましたので お願いします。	
組	園児名
保護者氏名	
*必要なものを○で囲んでください。	
病院名	医院（病院）
診断名	
処方年月日	令和 年 月 日（ ）
薬の用途	抗生剤・咳・鼻水・外傷・下痢・その他（ ）
薬の種類	粉・錠剤・水薬・外用薬・点滴薬・その他（ ）
薬の数量	包 ・ 錠 その他（ ）
与薬時刻	食前 ・ 食後 その他（ ）
外用薬の 使用方法	
特記事項	
サイン	受領者 与薬者 保護者確認サイン 【 】 【 】 【 】



☆薬を持参される場合

- ①「薬の依頼票」に記入して薬と一緒に与薬袋に入れて、保護者の方が直接職員に手渡してください。
- ②1回分を持参し、水薬も小さな容器に1回分を入れてください。
- ③医療機関からの処方であることが絶対条件です。原則、市販薬は与薬しません。
- ④長期間持続して飲まなければならない場合はご相談ください。

保育園での健康管理

健康管理保健計画

	健康管理	保 健	予防関係	家庭連携	毎月実施
4月	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの身体的特徴の把握（発育状況、既往歴、予防接種状況、体質等の状況） 生活習慣形成の状況を把握 健康状態の観察励行・検温の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 遊具の点検及び園庭の点検 新人職員への保健指導（調乳・救急用品の取り扱い） 室内整備 	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種の案内と助言 安全保育の研修 水質管理 救急法講習会 応急手当の研修（職員） 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭調査表の記入漏れの確認 健康生活歴、生活習慣形成状況の調査保険証番号確認、かかりつけ医師等の把握 「乳幼児突然死症候群（SIDS）について」理解を深めてもらう 	<ul style="list-style-type: none"> 頭髪の確認（しらみ） 身体測定 各年齢とも月1回（新入園児は入所時）
5月	<ul style="list-style-type: none"> 清潔の習慣づけ・手洗いの励行 戸外遊びの推進 新入所児の疲労に留意 沐浴、シャワー（0～1歳児）開始 尿検査 園児健康診断（内科・眼科・歯科） 全園児の健康診断と結果の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の害虫駆除 嘱託医（内科・歯科）との連携 尿検査 	<ul style="list-style-type: none"> 流行病の予防（麻疹・水痘・耳下腺炎など） 	<ul style="list-style-type: none"> 清潔指導について 流行感染症発病の連絡 尿検査結果報告 健康診断結果報告 	<ul style="list-style-type: none"> *肥満、低体重などで特別配慮をしている場合は毎週測定 *特別気になる子どもについては、頭囲、胸囲測定、栄養状態、疾病の早期発見に努める。（脳水腫、小頭症、胸部異常、くる病）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 気温の変化による衣類の調節をする 汗の始末に留意（シャワー・着替えなど） 皮膚・頭髪の清潔強化（しらみの発生に留意する） 	<ul style="list-style-type: none"> 梅雨期の衛生管理（押し入れの開放・特に既製食品）手指消毒の徹底 ふとん滅菌消毒、玩具などの日光消毒 冷房器具の整備、点検 樹木の害虫駆除 日除けテント設置 	<ul style="list-style-type: none"> 食中毒の防止 感染症の研修 	<ul style="list-style-type: none"> 新しい伝染病について揭示 歯磨きの指導（4歳児） とびひ、水いぼなどの感染症について知識を持ってもらう 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> プール、水あそび時の健康状態の確認 暑さに体が適応しにくいので休息を十分とらせる テイルプログラムを夏型にかえ、生活のリズムをゆるやかにする 水分補給に注意 	<ul style="list-style-type: none"> 室内を涼しげに模様替える 	<ul style="list-style-type: none"> 消化器系伝染病の予防 水質管理 夏の病気の予防（あせも、プール熱など） 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養（食事）に関する指導 子どもの健康状態連絡の徹底 夏の生活用具について連絡（肌着・プール用品・寝具など） 	<ul style="list-style-type: none"> *睡眠チェック表 *乳幼児突然死症候群の診断の手助けになる *12か月まで記録を取る
8月	<ul style="list-style-type: none"> プール時期は登園時健康状態の観察の強化 寝冷えしないように留意 夏期の疲労に注意し休息を十分とらせる 	<ul style="list-style-type: none"> 運動用具の点検整備 	<ul style="list-style-type: none"> 水質管理 	<ul style="list-style-type: none"> 冷房使用の注意 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> 夏の疲労の回復をはかる（体重低下・食欲不振） 戸外あそびを推進し、体力増強をはかる 疲れすぎないように気を配る 運動あそびを推進する 	<ul style="list-style-type: none"> 運動用具の点検整備 			
10月	<ul style="list-style-type: none"> 衣類の調節（薄着の励行）をする 園児健康診断（内科・眼科） 			<ul style="list-style-type: none"> 予備衣服や掛ふとんの入れ替え（夏冬） 基本的な生活習慣自立状況について 健康診断結果報告 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> 手洗い、うがいの指導 手荒れの予防（手の拭き方） 	<ul style="list-style-type: none"> 冬の事故（やけどに注意） エアコン、暖房器具点検整備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症の研修 冬の病気の予防（流行性感冒など） 	<ul style="list-style-type: none"> 風邪、感染症について 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> 検温の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 室内の換気、室温、湿度に注意する 暖房の調節 大掃除 集団風邪の予防と早期発見 		<ul style="list-style-type: none"> 薄着の励行について 	<p style="text-align: center;">職員健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員検便 園長・主任・給食職員・乳児担当者・看護師（毎月）（赤痢菌・サルモネラ菌・O-157） 定期健康診断（5月・10月）
1月	<ul style="list-style-type: none"> 抵抗力をつけるため戸外あそびを推進 				
2月	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣の自立について実態を確認し指導 新年度入所面接及び健康チェック 	<ul style="list-style-type: none"> 健康記録の整備 		<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣や健康状態について話し合う 節分の豆の誤飲に注意 	<ul style="list-style-type: none"> 一部成人病健康診断 婦人科健診 年一回
3月	<ul style="list-style-type: none"> 健康状態の引き継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 大掃除 救急用品の点検（医薬品の点検購入） 各種保健統計（病欠・伝染性疾患・怪我） 保健計画の反省 	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種の実施状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 個人記録を整理 	

第5章 家庭との連携

保育時間について



- 【保育時間】 保育標準時間は7:30～18:30、保育短時間は8:30～16:30までの間となります。
保育標準時間、保育短時間の決定については、坂町の認定を受けていただきます。
- 【延長保育】 保育標準時間の延長保育時間は、7:00～7:30までと18:30～19:00までとなっています。
保育短時間の延長保育時間については、原則、スポット利用で対応します。
いずれも、料金等については、P.11をご覧ください。
- 【登園時刻】 登園時刻があまり遅くなりますと園での生活リズムにも支障をきたしますので、午前9時までに登園させてください。
- 【降園時刻】 お仕事が済み次第、お迎えをお願いします。
- 【欠席・遅刻】 欠席あるいは午前9時以降に登園する場合は、電話等で必ず園までご一報ください。

園からのお願い



- 【休園日】 日曜日、祝祭日
年末年始（12月29日から1月3日）
- 【土曜日保育】
- ・土曜日通常通り保育を行います。職員勤務条件改善のため、お仕事がお休みの方は登園を控えてください。
 - ・また、給食数と職員配置の関係上、事前に出欠を伺うことがあります。
 - ・土曜日は、保育室や担任が変わることがあります。連絡事項があるときはメモにして、当日の朝担当の保育士にお渡しください。
- 【お願い】 保育園の休園日は、日曜日、祝祭日、年末年始です。しかし、下記の期間は新学期の準備や、有給休暇もとりにくい職員を少しでも多く休ませるために、必要最小限度に人数調整をしています。直前に皆様にご都合を伺いますが、園をお休みいただける方は、ご協力をお願いします。
- 年度末（3月末） 新学期準備のため
お盆（8/14～16） 職員の夏期休暇取得のため
- 【おしらせ】
- ・「園だより」「クラスだより」「行事予定表」と「給食献立表」「給食だより」「保健だより」は“きっぷノート”で配信します。
子育てに大切なこと、子どもの様子、食育など子育て情報がたくさん書いてあります。
必ず読んでください。
 - ・行事、その他の連絡プリント又は掲示板に貼り出したものは、見落としのないよう十分ご注意ください。
 - ・個人的なことは、「おたより帳」または「口答」にてお知らせします。
- 【保護者会】 子どもたちがより楽しい園生活を送り、心豊かに育つように行事（運動会・講演会など）などを側面的に援助する中で、保護者同士の親睦を図る会です。
各クラスより選出された幹事さんを中心に活動してもらっています。幹事さんは、保護者と保育者のパイプ役にもなっています。園児保護者は、すべて会員となります。



ご家庭にお願いすること

※中央教育審議会「幼児期からの心の教育のあり方について」より抜粋



(1) それぞれの家庭で生活のきまりやルールをつくろう。

子どもたちは家庭のルールを守ることを通じて、社会のルールの大切さを知ります。生活上のルールや道徳上のルールを各家庭で決めましょう。



(2) 幼児期から小さくとも家事を担わせ、責任感や自立心を育てよう。

年々、家事を手伝う子どもが少なくなっています。子どもたちに家事を担わせることは、責任感や自立心、自己有用感を育む上で大きな意味があります。幼児期から、小さなことであっても家事を手伝うことを習慣づけましょう。



(3) 朝の「おはよう」から始めて礼儀を身につけさせよう。

毎日きちんと親や周囲の人々に声を出してあいさつできるように、小さいころからしつけをしましょう。そのため、親自身が子どもにあいさつをして、声をかける習慣をつけましょう。



(4) 子どもに我慢を覚えさせよう—モノの買い与え過ぎは子どもの心をゆがめる

「子どもを不幸にする一番確実な方法、それはいつでも何でも手に入れられるようにしてやることだ」と言われるように、モノを安易に買い与えると、努力や我慢を忘れ、欲求を制御する力を失ってしまいます。本当に必要なものかどうかを話し合いながら、親子のきずなをそだてるようにしましょう。



(5) 家庭内の年中行事や催事を見直そう。

正月、ひな祭、節句などの家庭内の年中行事や催事は、家族の会話を増やし、家庭内から地域社会へ目が向く良い機会となります。また、伝統的な家庭内行事は、宗教的な情操をはぐくむ貴重な契機となってきました。様々な家庭行事を再評価しましょう。



(6) 子どもの部屋を閉ざさないようにしましょう。

子どもが子ども部屋に閉じこもってしまうと、親の注意が行き届かなくなったり、親子の会話が減ることになります。親が子ども部屋の様子をしっかりと把握できるよう、各家庭で「自分の部屋に鍵をかけてはいけません」といったルールづくりをしましょう。



(7) 無制限にテレビやテレビゲームに浸らせないようにしよう。

テレビ、テレビゲーム、スマホに過度にのめり込むと、人間関係の希薄化、直接体験の不足を招き、人間関係をつくる力、他人を思いやる心などが十分育まれなくなったり、仮想現実と現実との混同、死や生に関する現実感覚の希薄化が生じることも心配されます。各家庭でテレビを見る時間等についてルールを設けるようにしましょう。



(8) 子どもに怪我はつきもの—あまり神経質にならないようにしましょう。

登園すると、子どもたちは思いっきり身体を動かして遊んでいます。時には、ころんだり、ぶつかったり、目に砂が入って怪我をすることもあります。専門医で治療を受ければ痕が残るような怪我はまずありません。子どもに怪我はつきものという訳ではありませんが、ひどい怪我でもないかぎり、あまり神経質にならないようにしましょう。



(9) 子どもの喧嘩について—冷静に対応しよう。

感情のコントロールや自分の気持を言葉で表現することが十分に身につけていない段階では、子どもの世界に喧嘩は日常よく見られます。ときには口より先に手がでることもあります。しかし、子どもたちの喧嘩の多くは一時的なもので、次の日は仲よく遊んでいます。また、成長するに従い喧嘩の回数は減り、話し合いで解決できるようになります。

わが子が泣かされて帰ってくると、だれでも腹がたつものですが、そんな時一緒に立腹していると、いつまでたっても解決の仕方を親に頼るようになり、自分で解決する力が育ちません。幼児期は楽しいことだけでなく、時には、痛い、悲しい、悔しいといったマイナスの経験をしながら自分で解決する力を身につける大切な時期です。子どもの喧嘩は、ちょっとした言い方が悪くて始まることがほとんどなので、喧嘩に負けた子には、「くやしかったね。お母さんよくわかるよ」と受け止めてあげ、喧嘩した子には「なぜ喧嘩したの」とたずね「よくわかったよ」と理解をしてあげてから、「でもね、今度から喧嘩でなく、よく頼んでみようね」と答えてあげていると、「良い」「悪い」の判断ができるようになります。冷静に対応し、おかしいと思ったときは園の様子を聞くようにしてください。

れんらく帳

【0歳児】

れんらく帳は、乳児の食事、睡眠など一日の園での様子をお伝えします。ご家庭と連携をとりながら保育するために大切です。ご家庭での様子や育児の相談、子どもの自慢や可愛さなど、ご自由にご記入ください。

記入例

月		日		曜日		天気	
機嫌	普・良・悪			お迎え時間		時 分頃	
検温	:			°C		お迎えの方	
睡眠	検温・排便		食事・その他		家庭での様子		
18						保育園から帰って、夕方まで機嫌よく遊んでいます。玩具を上手に持ち替えたり、歌をうたったり毎日の成長が私たちの喜びです。	
19						昨夜夜中に一度起きて、なかなか眠れず少し機嫌が悪く心配しました	
20					ミルク 100CC	(保)	
21							
22							
23							
24							
1							
2							
3						家庭からの連絡事項	
4						今朝は食欲もあり、37.2°Cと少し高めですが機嫌はよくしています。熱がでなければよいのですが・・・よろしくお願いします。(保)	
5						(佐藤)	
6							
7					ごはん 味噌汁 りんご 卵焼き	園での様子	
8		36.7°C				ミルクも給食も全部食べて、機嫌よく遊んでいました。何度が検温しましたが37.0度以上になることもなく、元気です。	
9					茶	食後に便が出ましたが、少し硬く真っ赤な顔できばって、やっと出ました。水分と食事に気をつけて様子を見ながら、沐浴時に少しお腹のマッサージをするとよい便が出ていました。	
10					母乳 100CC	(佐藤)	
11		36.9°C					
12					便 硬	園からの連絡事項	
13					沐浴	おしりナップがなくなりましたので補充をお願いします。少し肌寒くなってきましたので、タオルケットを毛布に変えたいと思います。用意しておいてください。(佐藤)	
14		36.8°C			茶	(佐藤)	
15					おやつ		
16					便 普 母乳 150CC		
17							

※記入記号

食 食事 ミルク 母乳 おやつ 茶 お茶を飲む 沐浴 便 便がでた 薬 与薬 睡眠

※ 1歳児クラス以上になりますと、ご家庭での様子と保育園での様子などを自由に記入する「おたより帳」になります。読まれたらサインをしてください。

(保) 保育園が
見ました

(佐藤) ご家庭で
読まれたしるし

第6章 準備物のご案内

ご家庭で準備いただくもの



※季節やお子さんの年齢に合わせて調整してください。

	0歳児	1歳児	2歳児	幼児	備考	
毎日持ってくるもの	れんらく帳	○				
	お便り帳		○	○	○	
	ガーゼのハンカチ	3枚				授乳の必要なお子さんのみ
	おしぼり	3枚	3枚	3枚		2歳児は 年度後半は1枚
	エプロン	3枚	3枚	3枚		2歳児は 年度後半は1枚
	カラー帽子	○	○	○	○	登降園時着用
	ビニール袋(持ち手付き)	2枚	2枚	2枚		名前を記入してください
	はし			○ (2月頃より)	○	お弁当袋にいっしょに入れてください
	歯ブラシ・コップ			○ (コップのみ)	○	毎日持参し持ち帰る
	水筒(お茶)	○	○	○	○	年間を通して持参
	あゆみ帳(シール帳)				○	
	おたよりファイル	○	○	○	○	お手紙配布の際のみ持ち帰ります
制服				○		
園においておくもの	敷布団・掛け布団	○	○	○	○	週末には持ち帰り、洗濯をして月曜日に持ってくる
	おむつ	10組	8組	5組	○	汚れた枚数を次の日には、補充しておく
	下着(パンツ・肌着など)	3~4組	2~3組	2~3組	1組	
	上着(シャツ・ズボンなど)	3~4組	2~3組	2~3組	1組	
	ビニール袋(持ち手付き)	2枚	2枚	2枚	2枚	着替えを入れておく
	おしり拭きナップ	1個	1個	1個		
	パジャマ・パジャマ袋			○	○	週末持ち帰る
	スモック				○	汚れたときに持ち帰る
	絵本袋	○	○	○	○	毎週木曜日に持参 (6月頃より)
	上靴			○ (12月頃より)	○	週末、靴袋に入れて持ち帰り、洗って持ってくる
フェイスタオル(1枚)	○	○	○	○	使用した際は持ち帰り、洗って持ってくる	

※1 持ち物には、すべてひらがなではっきり名前を記入してください。

※2 入園したとき、また、年度の始めに、下記のを提出してください。

- ・0歳児~5歳児…雑巾4枚、ビニール袋(持ち手つきレジ袋 Mサイズ50枚)

※3 幼児(3~5歳児)はクッキング保育をする場合がありますので、エプロン・三角巾・マスクを準備しておいてください。

毎日ご用意ください!

0歳から2歳児



0歳 れんらく帳 1歳以上おたより帳 カラー帽子 水筒 おたよりファイル ガーゼのハンカチ おしぼり



エプロン



エプロン



おむつ



紙パンツ



布パンツ



下着(夏半袖・冬長袖)



ズボン・スカート



上着(夏半袖・冬長袖)



かばん



ビニール袋

3歳から5歳児



おたより帳



カラー帽子



はし



コップ・ハブラシ



水筒



あゆみ帳



おたよりファイル



ビニール袋を
入れておいて
ください



上着(夏半袖・冬長袖)



ズボン・スカート



下着(夏半袖・冬長袖)



パンツ

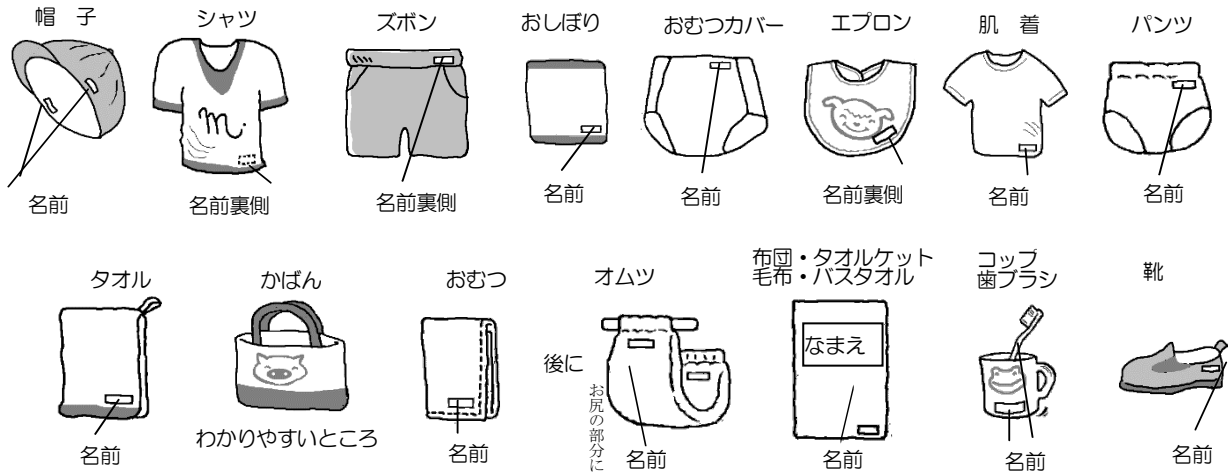


スモック
(園に置いておく)

※汚れ物を持ち帰ったら、補充してください。

名前を書いて！

- 名前はここに
- ・持ち物には必ず名前を記入してください。
 - ・油性の黒ペンで書いてください。（刺繍やアイロンプリントでもかまいません。）
 - ・文字が薄くなってきたらそのつど書き足してください。



制服等

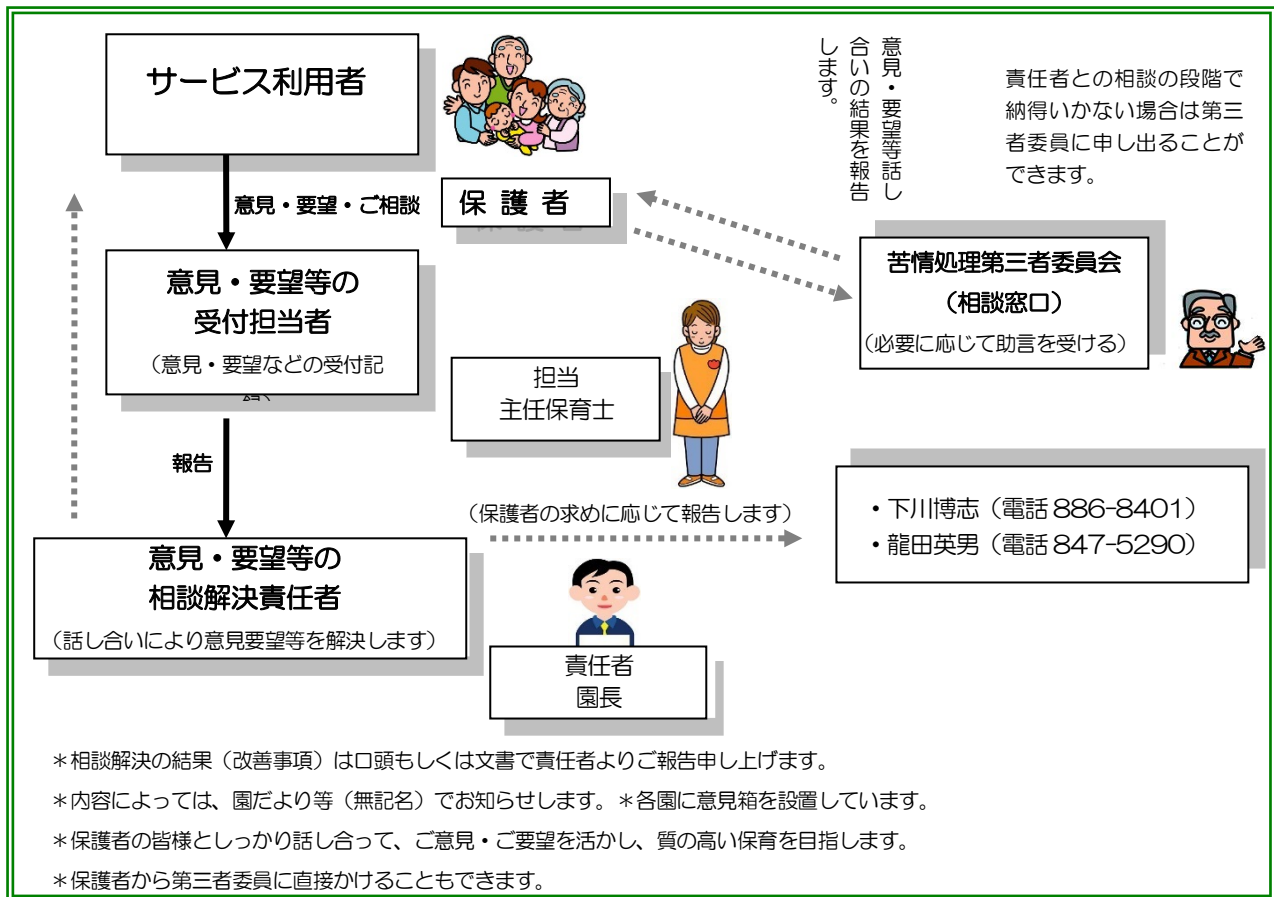
☆3・4・5歳児

- ・幼児クラスになると制服を着用します。（上着のみ、4・5月、10月～3月）制服は、園で取りあつかっていますので、サイズを合わせてご注文ください。
- ・6月～9月、制服は着用しません。
- ・登降園時は、制服、カラー帽子を毎日着用してください。
- ・行事の時の服装（入園式、生活発表会、卒園式など）
 男児 紺の半ズボン、白のポロシャツ、または白のカッターシャツ、白のハイソックス
 女児 紺のスカート、白のポロシャツ、またはブラウス、白のハイソックス
 などを着用します。
- ・運動会、体操教室などは、白のポロシャツ又はTシャツ、紺のトレーニングパンツでの参加となります。
- ・詳細については、その都度お知らせします。



第7章 資料など

ご意見・ご要望の解決のための仕組み



プライバシーを守るため

●個人情報保護について

緊急時に備え、保護者の勤め先や携帯電話番号を書いた家庭状況表、保険証のコピー、児童票、健康状態を表記したのなどをお預かりしていますが、取り扱いには細心の注意を払い、外部に漏れることのないよう個人情報の保護に努めています。

・【携帯電話】

病気や緊急のこと、行事のことで園から連絡することもあります。【家庭状況票】に携帯電話も記入していただきますと助かります。

・【保護者以外には応えられません】

保護者の電話番号は公表しておりません。ご家族以外の方で子どもさんが保育を受けているか否か、保護者の職場やご家庭についての問い合わせには、応じないようになっております。ご親戚の方、親しい方に伝えておいてください。

・【予定迎者以外にはお渡ししません】

子どもさんの養育をする人が変わったときは、すみやかに事務室にお届けください。迎者がいつもと違う場合、タブレットに入力した迎者と違う場合はご連絡ください。

緊急連絡方法

●こんなとき、手続きは

【退園・転園する時】

月初めにかかりますと保育料納入に関係しますので、退園が決まりましたら、早めにお知らせください。退園届けにご記入いただき、坂町民生課に提出します。

●家庭状況表について

・【保険証・こども医療費受給者証】

保険証・こども医療費受給者証の期限が切れたり、変更があった場合は新しいものをコピーして事務室にご提出ください。

・【住所・電話番号・勤務先】

ご家庭の住所・電話番号・勤務先が変わったら担任にお知らせください。緊急連絡先は、①～④まで記入してください。

・【保護者が変わったら】

保護者の変更など、子どもに関わることはお知らせください。

卒園後の対応について

- 卒園されてからもご相談を受け付けます。いつでもお気軽に園にお越しいただき、お声がけください。

各種感染症の登園基準

★医師が記入した【意見書】が必要な感染症

別紙 1

意見書（医師記入）

園園長 殿

クラス _____ 園児氏名 _____

（該当疾患に☑をお願いします）

	病名	登園基準
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過していること
	風疹	発しんが消失していること
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになっていること
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
	結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
	咽頭結膜熱（プール熱）※アデノウイルス	主要症状が消失した後2日を経過していること
	流行性角結膜炎（はやり目）※アデノウイルス	結膜炎の症状が消失していること
	百日咳	特有の咳が消失していること又は5日間の適正な抗生剤による治療が終了していること
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	医師により感染の恐れがないと認められていること ※無症状病原体保有者の場合、5歳未満児は2回以上連続で便の菌陰性を確認してから
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
	侵襲性髄膜炎菌感染症	医師により感染の恐れがないと認められていること

※アデノウイルスを病原体とし、上記診断されたもの

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、

年 月 日（ ）から登園可能と判断します。

年 月 日（ ）

医療機関名 _____

医師名 _____

※かかりつけ医の皆さまへ

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症についての意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、医師により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を園に提出してください。

登園届（保護者記入）

園園長 殿

クラス _____ 園児氏名 _____

(該当疾患に☑をお願いします)

病名	登園基準
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
嘔吐・下痢症（病原体が特定されていないもの）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
R S ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発しんがかさぶたになっていること
突発性発しん	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
※アデノウイルス感染症	主要症状が消失し、全身状態が良いこと

※アデノウイルスを病原体とし、「咽頭結膜熱」や「流行性角結膜炎」と診断されたものは「意見書（医師記入）」が必要。

(医療機関名) _____ (年 月 日受診) において、
 症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、登園いたします。
 _____ 年 月 日 ()
 保護者名 _____

※保護者の皆さまへ

園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぎ、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園基準を参考に療養し、症状が回復しましたら、登園届を提出し登園を再開してください。

インフルエンザ 登園届 (保護者記入)

園園長 殿
 クラス _____ 園児氏名 _____

令和 年 月 日 () 医療機関名「 _____ 」を受診し、
 「インフルエンザ A ・ B ・ 未検査 (当てはまるものに○をする)」と
 診断されました。

「発症した後5日を経過し」かつ「解熱した後2日を経過するまで(乳幼児に
 あっては、3日を経過するまで)」をみだし、集団生活に支障がない状態に回復
 したため、登園します。

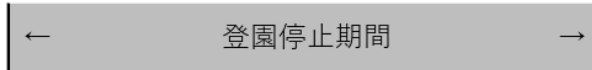
(※ 「発症日」は発熱した日をさし、「解熱」とは、平熱のことをさします。)

(登園停止中の体温測定表の記入)

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(曜日)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
朝 体温	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C
昼 体温	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C
夜 体温	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C

↑ 発症日は0日目と数えます。

→ 平熱に戻った翌日から
3日を経過していれば、
その翌日より登園可



年 月 日 ()

保護者名 _____

新型コロナウイルス感染症 登園届 (保護者記入)

園園長 殿

クラス _____ 園児氏名 _____

令和 年 月 日() 医療機関名「 _____ 」を受診し、

「**新型コロナウイルス感染症**」と診断されました。

「**発症した後5日を経過し**」かつ「**症状が軽快※した後1日を経過していること**」を
 みたし、集団生活に支障がない状態に回復したため、登園します。

※「症状が軽快した」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、
 呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態をいいます。

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
日にち	/	/	/	/	/	/	/	/
体温	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C
症状								
症状が軽快した日に○								

← **登園停止期間** →
 (無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として5日を経過するまで)
 症状が軽快した翌日から1日経過していれば登園可

_____ 年 _____ 月 _____ 日 ()

保護者名 _____

子育て支援

*虐待について

例え、親からの愛情で行われた「しつけ」であっても、結果的に子どもの心身に著しく有害な影響を与えているとすれば、それは、「虐待」であると言えます。支援の手をさしのべるために、どんなことでも気になる場合は連絡することが義務付けられています。保護者のみなさまと園全体で取り組んで行けたらと思います。

虐待が問われる場合は園長（082-886-8835）又は、
坂町役場民生課（082-820-1505）、
広島県西部子ども家庭センター（082-254-0381）にご相談下さい。

虐待とは

- ① 身体的虐待→子どもの身体に外傷が生じ、又は生ずるおそれのある暴行をくわえること。
- ② 性的虐待→子どもにわいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること。
- ③ ネグレクト→子どもの心身の正常な発達を妨げるような減食。長時間の放置や、不潔なままにすること。
- ④ 心理学的虐待→子どもに著しい心理的外傷をあたえること。

虐待防止のための措置に関する事項

園児への虐待防止のため、職員は、以下の措置を講じています。

- 園児や保護者への教育・啓発の実施
- 児童虐待の早期発見に努める（子どもの状況を観察、家庭環境の把握など）
- 関係機関へ通告を行う体制づくり
- 虐待防止マニュアルの作成
- 記録簿等の整備

非常災害対策計画

具体的項目	火 災	地 震	津 波	土砂災害・ 水害	その他 (ミサイル・ 大雪・台風)	備考
施設の立地条件	※園内に掲示					
災害に関する情報 の 入手方法	坂町災害、防災放送 ・ Jアラート ・ テレビ、ラジオ ・ 携帯電話 施設周辺の確認による情報収集					
災害時の連絡先 及び 通信手段の確認	(消 防) 119 (安芸消防坂出張所) 885-0100 (警 察) 110 (坂交番) 885-0023 (坂町役場民生課) 820-1505 (微妙福祉社会本部) 283-0900 (保護者、職員)					
	(通信手段) きっぷノート 携帯電話 避難先の情報掲示 災害時伝言ダイヤル(171)					
避難を開始する 時期、判断基準	町内放送、テレビ放送、ラジオ放送等により判断 警報・避難勧告発令時					
避難場所	園庭ほか	3階防災倉庫	3階防災倉庫	3階防災倉庫	園内	
避難経路	※園内に掲示					
避難方法	乳児は避難車、おんぶひも、幼児は徒歩					
災害時の人員体 制、指揮系統	※園内に掲示					
関係機関との連 携体制	坂町民生課、微妙福祉社会本部、消防、警察、小屋浦小学校 (負傷者への対応) 済生会広島病院 884-2566					
備 蓄	発電機、投光機、災害用使い捨てトイレ、防災毛布、LED懐中電灯 スコップ、バスタオル・タオルセット など その他、備蓄品各種					